

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 坂井・伊藤

(電話) 06-6949-6439

令和7年3月21日

京福電気鉄道株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可について

京福電気鉄道株式会社より令和7年2月14日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、本日（令和7年3月21日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。なお、今回の認可では、令和12年3月31日までの期限を設け、運賃改定後の令和7年度から3年間（令和9年度まで）の総収入と総括原価の実績を確認することとします。

1. 申請者

申請者名：京福電気鉄道株式会社

代表者：取締役社長 大塚 憲郎

所在地：京都市中京区壬生賀陽御所町3番地の20

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

鋼索線（ケーブル八瀬～ケーブル比叡） 1. 3km

3. 申請の概要

（申請理由）

- 昭和58年（1983年）以降運賃改定は行わず（消費税率改定に伴う改定を除く）、自社による増収対策はもとより、諸経費の削減を図るなど赤字事業から脱却する努力を継続してきたが、新型コロナウイルス感染拡大によって利用者が激減。安全確保のための最低限の修繕工事に絞るなどの対応で事業を継続。
- 新型コロナウイルス5類移行後は、利用者数は一定回復したものの、近年の原材料高騰による工事費の上昇、燃料高騰による電気料金の値上がり、雇用確保に必要な賃金水準維持のため、さらに、老朽化した設備の更新や、軌道等の修繕を行う必要もあり、今後の収支見通しにおいて現行運賃では収支改善を図ることが困難な状況。
- 以上のことから、経営の安定化確保に向けた収支改善を図り、持続可能な交通サービス維持のため運賃改定を実施するもの。

(申請内容)

① 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

○普通旅客運賃（大人）

550円 → 600円（均一制）

・改定率：9.091%

○通勤定期旅客運賃（大人・1か月）

14,170円 → 設定なし

○通学定期旅客運賃（大人・1か月）

8,510円 → 設定なし

※定期旅客運賃については利用実績がないため廃止。

※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額。

② 収入原価総括表

(単位：千円、%)

	2023（令和5）年度	2025～2027（令和7～9）年度推定	
	実績	現行	申請
収入	95,328	334,266	364,007
原価	106,305	372,422	371,936
差引損益	▲10,977	▲38,157	▲7,929
収支率	89.7	89.8	97.9

4. 改定実施予定日：令和7年4月1日

〈参考〉

○ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条

1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～9（略）

配付先
青灯クラブ
近畿電鉄記者クラブ